の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師試験」という。）若しくは平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師試験」という。）又は平成二十五年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）、平成二十六年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十六年度介護福祉士試験」という。）、平成二十七年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十七年度介護福祉士試験」という。）、平成二十八年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十八年度介護福祉士試験」という。）、平成二十九年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成二十九年度介護福祉士試験」という。）若しくは平成三十年度に実施される介護福祉士試験（以下「平成三十年度介護福祉士試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

期間の延長について」、平成二十五年二月二十六日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」、平成二十七年二月二十四日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」又は平成二十九年二月三日閣議決定「経済連携協定（ＥＰＡ）に基づくインドネシア人、フィリピン人及びベトナム人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」に基づく協定外の枠組みにおいて、第三に規定する者が、本邦に滞在しながら平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）、平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）、平成二十七年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十七年度看護師試験」という。）、平成二十八年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十八年度看護師試験」という。）、平成二十九年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十九年度看護師試験」という。）若しくは平成三十年度に実施される看護師国家試験（以下「平成三十年度看護師試験」という。）を受験し、看護師の資格（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。）又は介護福祉士の資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。）の取得を目指すことを可能とするため、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号。以下「指針」という。）の特例を定めるものとする。

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例フィリピン人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

一の二　［略］

一の三　平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十二年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例フィリピン人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

一の二　［同上］

一の三　平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者　平成二十二年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内